

## 育児休業手当金の給付延長について知ろう

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、1歳6か月に達する日まで（最長2歳まで）延長して受給することができます。

### 育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が1歳（再延長の場合は1歳6か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、次の理由に該当するために職務復帰ができなかった場合に**、育児休業手当金の延長の申請ができます。

1歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。

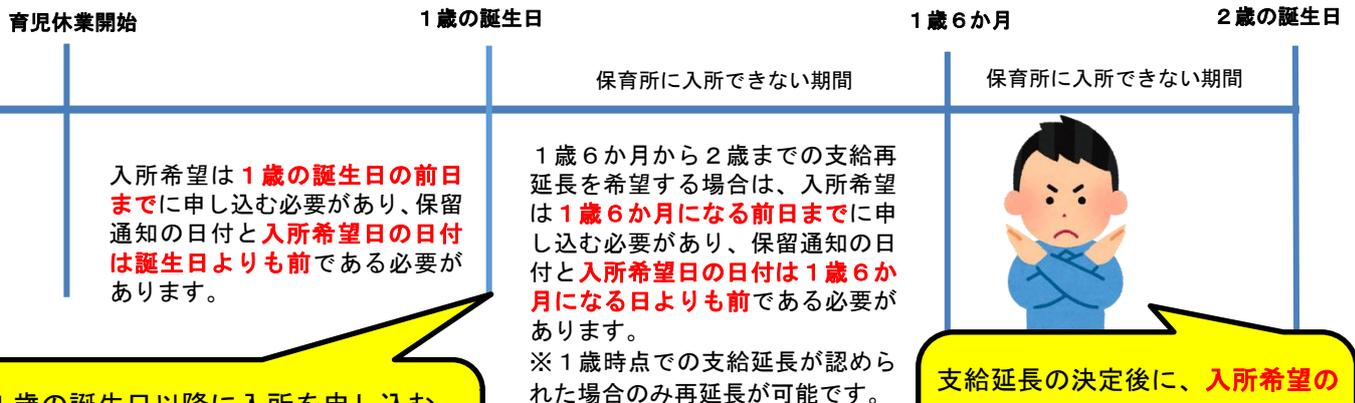


- ・育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- ・配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

### 保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までに申込みを行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。



1歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意！

支給延長の決定後に、**入所希望の取下げを行った場合**、復帰の意思がないと認め、**支給対象外**となります。

### ●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、**1歳の誕生日を過ぎた日付**にしているとき。

保育所の**入所が決定**したとき。  
（復職可能となるため、支給対象外）

保育所の**入所を辞退**したり、**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。  
（復職の意思がないと判断）

保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなきとき。



復職したいけどできないことが要件なんだね！